令和４年度

「ＪＡ香川県就農奨学金」

追加募集要項

JA香川県

●令和４年度からの「JA 香川県就農奨学金」受給希望者を追加募集します。

JA 香川県は、香川県内の農業従事者の高齢化が急速に進展する中、農業者の維持・増加を実現するには、新規就農者および経営継承者（以下、「新規就農者」という。）を増加させる必要があると考えています。

このことから、就農前の新規就農予定者に対する奨学金の給付、就農に関する相談体制を整備し、新規就農予定者の就農に対する不安の解消や意欲を喚起し、就農後の定着を図り農業従事者の維持・増加に取り組んでまいります。

この度、将来就農を目指して専修学校や大学等に就学している方を対象に、「JA 香川県就農奨学金」の受給希望者を募集します。

制度の概要等については次のとおりです。なお、応募の際は必ず「JA 香川県就農奨学金要領」をご確認のうえご応募ください。

１．制度の概要

「JA 香川県就農奨学金」とは、就農に向けて、専修学校（専門課程）、大学・大学院（学部は問わない）（以下、「教育機関」という。）に就学している新規就農者予定者に対し就農奨学金（以下「奨学金」という。）を給付する制度です。

２．募集人員

３名程度

３．応募条件

JA 香川県は、以下の要件を満たす方から給付対象者を選考し奨学金を給付します。

（１）令和４年度（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）に教育機関に就学している方。

（２）就農予定時の年齢が、原則 45 歳未満であり、香川県内で農業経営者となることについての強い意欲を有している方。

（３）提出をいただく就学計画が次に掲げる基準に適合している方。

①就農に向けて必要な技能等を習得できる教育機関であると JA 香川県が認めた教育機関で就学すること。

②在学期間を通して就農に必要な技能や知識を学習すること。

③就学終了後、1 年以内に就農し、5 年間就農を継続すること。

４．奨学金の額および給付期間等

（１）奨学金の額は、給付期間 1 年につき 1 人あたり 60 万円とし、給付期間は最長４年間とします。なお、奨学金は半年分（30 万円）を単位として給付します。
初年度は半年分(30 万円)のみの給付になります。

（２）当該奨学金は給付型の奨学金です。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、原則として給付済の奨学金を速やかに一括返還していただきます。

①奨学金の給付基準を満たさなくなったとき。

②教育機関を途中で休学・退学したとき。

③就学中および就農後に必要な各種申請・報告を行わなかったとき。

④その他、適切な学習を行っていないと JA 香川県が判断したとき（例：留年した場合、受講していない場合、技能を習得する努力をしていない場合など)。

⑤原則として、就学終了後１年以内に就農しない場合、または就農後５年以内に就農を取り止めたとき。

など

５．応募方法等

（１）面談

本奨学金に応募しようとする方は、必ず「JA 香川県就農奨学金要領」を熟読のうえ、応募する場合は下記の「９．お問い合わせ先」までご連絡ください。

応募に当たっての事前面談の日程等をお知らせいたします。

（２）申請書類の作成等

面談の後、応募する方は次に掲げる申請書類を作成してください。

なお、要領・申請書類は、JA 香川県ホームページから入手できます。

JA 香川県ホームページアドレス：https://www.kw-ja.or.jp/

①様式 1_就学計画

別添１：就学実施計画（教育機関のカリキュラムおよび入学が認められていることを証する書類を添付。）

別添２：誓約書兼保証書（印鑑登録証明書付）

※連帯保証人２人が必要です。（内１人は応募者と生計を一にしない者とする。また、応募者が未成年の場合１人は親権者とする。）

別添３：履歴書

別添４：確約書（就学終了後、親元就農する予定の場合）

別添５：調査同意書

別添６：個人情報の取り扱いについて（個人情報取扱同意書）

その他：応募者および連帯保証人の本人が確認できる公的証明書（運転免許証、年金手帳、パスポート等）の写し

（３）申請書類の提出にあたっての注意事項

①申請書類は、様式に沿って正確に作成してください。

②申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本募集要項や「JA 香川県就農奨学金要領」を熟読のうえ、注意して作成してください。

③申請書類の作成および提出に必要な費用は、応募者の負担とします。

④申請書類の提出方法は、以下とします。

〇提出先

香川県農業協同組合　営農部　営農振興課

住所　〒761-8084　香川県高松市一宮町字刷塚 1431-1

電話　087-818-4140

〇提出方法

直接持参又は郵送とします。

郵送の場合は、必ず、申請書類が到着したかを電話にて上記提出先へ確認してください。

なお、ＦＡＸ又は電子メールによる提出はできません。

⑤提出後の申請書類は、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採択の可否にかかわらず返却はしません。

⑥虚偽の申請を行い、奨学金を受給された場合は、奨学金の全額を返還していただきます。

６．個人情報等の取り扱い

提出された申請書類については、JA 香川県の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき適切に管理し、JA 香川県就農奨学金の運営のほか応募者等に対する JA 香川県のサービスの提供のために利用します。

７．応募期間等

令和４年７月１日（金）から令和４年８月 15 日（月）まで

（１）郵送の場合

令和４年８月 15 日（月）必着

（２）持参の場合

午前９時～午後４時まで

ただし、土・日曜日および祝日は取り扱いません。

また、提出期限を経過した後の申請書は、受け付けできません。

８．奨学金給付対象者の選定

（１）審査方法

提出された申請書類は、JA 香川県が書類審査を行った後、応募者と面接を行い、奨学金給付対象者を選定します。

（２）面接について

申請書類提出者のうち、書類審査を通過した応募者に対して面接を行います。

面接の日時および場所等については、応募者へ直接連絡します。

（３）審査結果の通知

審査結果は、審査が終了次第、全ての応募者に対して通知します。

奨学金給付の対象者となった方（研修計画の承認を受けた者）は、その後、JA 香川県からの案内に従い、給付申請等の手続きを行っていただきます。

９．お問い合わせ先

JA 香川県就農奨学金および応募にかかるお問い合わせ、ご相談は、下記までご連絡ください。
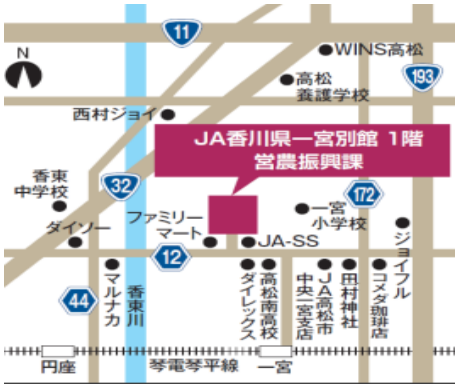
香川県農業協同組合
　営農部営農振興課
　【住所】
　　〒761-8084
　　香川県高松市一宮町字刷塚 1431-1
　【電話】
　　087-818-4140